

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和6年12月10日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

12月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第71号所管分の審査-----	3
質疑（塚本崇委員、藤浦雅彦委員、安藤薫委員）	
議案第79号の審査-----	8
質疑（塚本崇委員、藤浦雅彦委員、安藤薫委員、南野直司委員）	
議案第80号及び議案81号の審査-----	11
質疑（塚本崇委員、藤浦雅彦委員、安藤薫委員）	
採決-----	14
所管事項に関する調査について-----	14
閉会の宣告-----	15

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和6年12月10日(火) 午前 9時59分 開会
午前11時12分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 南野直司 委員 藤浦雅彦
委員 安藤 薫 委員 三好義治 委員 塚本 崇

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一朗 副市長 山本和憲
市長公室長 平井貴志 総務部長 石原幸一郎
建設部長・道路交通課長事務取扱 永田 享 消防長 松田俊也
総合行政委員会事務局長 溝口哲也 総務部理事 丹羽和人
消防本部次長兼消防署長 幸田英基 会計管理者兼会計室長 柳瀬哲宏
市長公室副理事兼秘書課長 川西浩司
総務部副理事兼防災危機管理課長 辻 稔秀
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子
総務部副理事兼固定資産税課長 中尾昌志
建設部副理事兼建築課長 江草敏浩
建設部副理事兼道路管理課長 寺田満夫
広報課長 辻 亮輔 政策推進課長 有場 隆 人事課長 松本泰洋
人権女性政策課長 末永美由紀 総務課長 真鍋伸也
資産活用課長 浅田明典 市民税課長 石坂直樹
水みどり課長 杉山 剛 総合行政委員会事務局次長 下郡光礼
消防総務課長 大藪 忠 道路交通課長代理 黒田尚志

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長代理 香山叔彦

1. 審査案件

- 議案第71号 令和6年度摂津市一般会計補正予算（第7号）所管分
- 議案第79号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第80号 摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第81号 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○野口博委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会いたします。

まず、理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、総務建設常任委員会をお持ちいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の案件は、令和6年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分ほか3件についてでございます。

何とぞ、慎重審査の上、御可決を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

なお、私は、この場は、一旦退席いたしますけれども、待機しておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、三好委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第71号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 おはようございます。

それでは、私からは、2点だけですけれども、質問させていただきます。

まずは、17ページ、人権政策費のうちのいじめ問題再調査委員会委員報酬で、252万6,000円補正がかかっております。今回、センシティブな問題でもございますので、まずはこの再調査委員会を立ち上げる条件をお教えいただけたらと思っております。

二つ目です。57ページになりますが、令和6年2月2日から令和6年11月20日までの間で採用による増が56人、退職による減が48名となっております。この中身を教えてください。

以上です。

○野口博委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 1点目のいじめ問題再調査委員会について、立上げの条件をお答えさせていただきます。

まず、小・中学校において、いじめを認知した場合は、摂津市いじめ防止基本指針に基づき、学校内にいじめ対策委員会を設置いたします。その中で、事実関係の把握や被害児童・生徒への支援、加害児童・生徒への指導を行うとともに、保護者への説明・報告等を行います。

さらに、再発防止に向けた事象の検証を行うこととされております。一連の対応の中で、いじめ重大事態が認められた場合は、教育委員会を通して市長へ報告した上で、調査を継続するとなっております。このとき、当該児童・生徒及び保護者へも説明を行います。

教育委員会から調査の報告を受けた市長が再調査の必要性があると認めた場合に、市の附属機関に諮問し、再調査を実施することができます。ここでの附属機関が摂津市いじめ問題再調査委員会となります。

今回の場合は、被害者代理人を通じた市

長への申入れにより、このいじめ対策委員会における調査及び報告について疑義が生じたために再調査の必要性が認められ、いじめ問題再調査委員会を設置することとなりました。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 採用・退職に関わります御質問にお答えいたします。

採用56人のうち、新規採用職員が24人、府教育委員会からの割愛によるものが二人、府からの派遣によるものが一人、フルタイム暫定再任用勤務職員が一人、フルタイム会計年度任用職員が28人です。

退職48人のうち、61歳定年でありまされども、60歳の定年前で退職した者が二人、自己都合によるものが13人、府教育委員会からの割愛によるものが二人、府からの派遣によるものが一人、任期付職員の任期満了が一人、臨時的任用職員の任期満了が二人、フルタイム会計年度任用職員が27人です。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

1点目のいじめ問題再調査委員会です。立上げの部分は分かりましたが、スケジュール感をお示しいただけますでしょうか。

2点目の採用の部分です。採用については、新規が24名で、今後、地域手当が改正されることによって増えれば良いと思っています。また、その退職の中で、長期の高度障害や病欠による方が含まれていないか気にはなるのですが、そこを把握されているか、お伺いします。

○野口博委員長 末永課長。

○末永人権女性政策課長 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

いじめ問題再調査委員会のスケジュールですが、まず、今年9月に、弁護士と保健医療関係者、心理福祉等に関する専門的な知識を有する者で構成された、3名の委員を委嘱し、委員会を設置いたしました。

まず、いじめ重大事態に係る報告書に関する確認事項の整理を行いまして、1月から来年1月をめどに、関係者への事実確認と面談を随時実施しているところでございます。

その後、1月には面談と再調査のまとめをいたしまして、2月には、再発防止策の検討や答申書の原案の作成を行う予定でございます。3月末には市長へ答申をするという目標で、ただいま進めているところでございますが、聴き取りの状況等により、多少予定の変更が見込まれます。現在のところ、このように進めております。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 2回目の御質問にお答えいたします。

委員がおっしゃいますように、休職のまま退職した職員はおります。

ただ、所属としっかりと話をして、退職に至ったということでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 3回目は要望にさせていただきます。

いじめ問題再調査委員会については、第三者的な立場からの方針で、ここはしっかり答申を受けた上で、そして、教育現場にしっかりと反映していただかないといけません。本市始まって以来のこの委員会の立上げですので、そこはしっかりと、この重大さを認識していただきたいと思えます。要望とさせていただきます。

2点目の人事課に関するところでは、令

和5年度の行政経営戦略にもありましたが、3.98%という高い数字があって、その中で、退職者が出ている。そこは何かしら組織上の問題、人間関係の問題があると思います。人は宝として扱っていただきたいというところで、そういったハラスメント的な要素があったのか懸念があるので、徹底して撲滅に向けて動いていただきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 塚本委員の質問は終わりました。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

12月議会は、人件費が補正されるということで認識はしております。今回、人事院勧告で増加することが示されております。この人事院勧告の増が、本会議最終日に提出されると認識しています。これは、そういう認識でいきたいと思いますが、それ以外で、6ページの債務負担行為の補正です。何点か聞いておきます。まず、行政経営戦略策定支援業務委託事業、令和6年度から令和8年度までということで、債務負担行為の補正とされています。この行政経営戦略は、さらに1年延長して策定をするとお聴きしているわけでございます。委託内容等も含めて、スケジュールとか、メニューとか、分かれば教えていただきたい。

以上です。

○野口博委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 行政経営戦略に関する御質問にお答えいたします。

行政経営戦略にかかる今回の業務の委託内容でございますが、人口ビジョンの改定業務、まちづくりの市民意識調査と次期行政経営戦略策定において必要となる調査のほか、令和8年度末まで2年間にわた

り、次期行政経営戦略の策定に当たっての支援業務を委託するものでございます。

大まかなスケジュールでございますが、現在、次期戦略の全体像について検討しているところでございます。並行して、次期戦略改定に必要な調査等を実施していく必要がございますことから、今年度末までに、委託契約の締結を行い、市民意識調査、人口ビジョンの時点修正、現行政経営戦略の総括を進めてまいります。

また、令和7年度においては、行政経営戦略の基本構想に当たる将来像や、まちづくりの策定委員による審議会に諮りながら、基本構想等を構築してまいります。

その後、令和8年度にかけ、次期戦略の実務的な部分であるKPI等、担当課と調整を図りながら策定を進めてまいりますのでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。

概略をお示しいただきまして、総合計画を途中で行政経営戦略としてリニューアルされたことがありました。そのときも3年間かけて策定されたということで、同じように、まちづくり市民会議を何度も開催される中で、丁寧につくられたと認識しています。何度も特別委員会が開かれながら我々もいろいろ意見をしてきた記憶があります。今回の改定につきましても、丁寧にやっていただきたいことを、お願いしておきます。

以上です。

○野口博委員長 藤浦委員の質問は終わりました。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

3点をお聞きします。

一つは、今、藤浦委員からもお話がありましたように、債務負担行為での行政経営戦略策定支援業務委託事業で、今、大体スケジュール等を御説明いただいたので理解したわけです。1年遅れているという御報告もいただいております。行政経営戦略につきまして、以前は、総合計画という形で、市民アンケートであったりとか、まちづくり市民会議を開いて、幅広く市民の皆さんから意見を聴取しながら、市民参加でつくり上げてきました。そういった歴史もある中で、行政経営戦略が策定された際に、総合計画の基本構想部分は、それぞれの各分野の計画とひもづけて分かりやすくしていくということで、行政経営戦略がつくられてきたと思います。

摂津市の今後進むべき構想・理念を、この中に盛り込まれるのではないかと思います。そういった議論等は、どのように行われていこうとしているのか。この委託先の役割と、政策推進課はじめ、摂津市役所内での議論、それから、様々な市民団体、いろいろ調査されると思いますので、その中に含まれているのかもしれませんが、アンケート等で意見を聴く場などが予定されているのかについてお聞かせください。

2点目は、会計年度任用職員について、2点お聞きします。今回の補正予算は、主に、人件費の年間の調整ということだと思います。会計年度任用職員については、この間いろいろと質問してまいりました。先ほど、塚本委員からも採用の増、退職のお話しもありました。54ページにあります会計年度任用職員の補正前と補正後の職員数の推移、それから、給与費の推移が書かれています。パートタイム会計年度任用職員が33名減少という補正予算になっています。会計年度任用職員制度が始まっ

て3年経過して、新たに、再雇用をされたなど、新しい契約が始まってきている期間だと思います。令和6年度中に33人減、どういう出入りがあったのか、実数としては、4月当初と現段階とで、どういう動きがあるのか、お聞かせください。

もう一点は、個別のことになるかと思うのですが、34ページ、35ページ、交通対策費の中にあります会計年度任用職員報酬が、こちらは82万7,000円の増額となっています。この82万7,000円の増額について、どういった内容だったのか、その点をお伺いします。以上、3点お願いします。

○野口博委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 行政経営戦略についての御質問にお答えいたします。

先ほど、答弁させてもらいましたとおり、次期行政経営戦略の全体像について、今、検討を進めているところでございます。その中には、当然、基本構想がどうあるべきかも含めて検討しているところでございます。現在、「みんなが育むつながりのまち摂津」を、まちづくりの将来像に置きまして、計画を進めているわけでございますが、次の計画でどういったものが必要になってくるかについては、当然、市民の意見も聴いていく必要があると思っております。

次の改定でも、アンケート調査や、市民意識調査、パブリックコメントも含めて、当然進めていく予定でございます。その辺りの事務のサポートを、委託事業者にお願いする予定でございます。

どういった形で、基本構想について議論していくのかということがございますが、先ほど委員からも御説明がありましたとおり、かつての総合計画では、基本計画を

分野計画とは別でつくっていたものが、今は、基本計画を分野計画と原則一致させております。

このような形をどう生かしていくのかでございます。これは一つの案ですけども、主要な分野計画の審議会から代表委員を選んでいただいて、行政経営戦略の検討を進めていくということも、一つの方法として考えております。そうすることで、行政経営戦略と各分野計画のそれぞれの計画の整合性が深まっていくのではないかと考えております。

いずれにしても、こういった形にしていくかは、もう少し議論が必要になってきますので、しっかりと検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本課長。

○松本人事課長 二つ目の質問にお答えいたします。

まず、4月当初の会計年度任用職員の人数ですけれども、全て合わせまして549人。そのうち、一般会計は532人でございます。現在的人数ですけれども、全体で558人、一般会計で541人となっております。あと、予算上で33人のパートタイム会計年度任用職員が減っているということでございますけれども、その大きな要因としては、学童保育室で12名の減、こども園で10名の減となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 永田部長。

○永田建設部長 3点目の道路交通課に関する御質問にお答えさせていただきます。

会計年度任用職員報酬として82万7,000円を、報酬費として増額補正させていただきます。その会計年度任用職

員につきましては、まず、交通安全推進員が1名、それから、放置自転車等対策嘱託員が2名となっております。そのうち、放置自転車等対策嘱託員2名に関しましては、時給による雇用としております。

その報酬等の計算過程におきまして、時給換算で計算しており、年間の業務日数が144日ですが、当初設計の計算の中では、100日で計算をしておりましたので、今回、年間日数144日に換算し直して、増額を要求させていただくものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 最初の行政経営戦略策定支援業務委託事業に関してです。

摂津市の当面の大きな指針となる計画を策定していく中で、先ほど御答弁もありましたように、分野計画ごとに市民参加で作り上げてきているもの等があります。それも、これまでの総合計画で続いている基本構想の延長線上で、整合性を取りながらつくられているものと理解をしておりますが、改めて、この激動の時代の中で、どうやって整合性を取りながら、相互連携しながら、様々な事業を展開していくのか。市民の皆さんから直接、様々な声も届いて、それを反映させているはずの計画でありますので、そこの連携を取ることで、摂津市の大きな計画が作られていくと理解しております。今、少し例として議論の仕方のお話がありましたけども、各分野計画の審議会の中には、当然市民の皆さんも入っておられるかと思っておりますので、計画策定の段階で、市民の皆さんが審議会の中に入れるようなことも検討していただきたい。

それから、策定の進行状況にもよるか

思いますけれども、今後の摂津市の大きな計画を立てていく上で、策定過程についても、市民の皆さんにお示しをしながら、意見をいただいて相互に連携するとともに、コミュニケーションを図りながらつくっていくことが大事だと思っています。この問題については、また改めて、より具体的な内容になってきた際に、議論していきたいと思いますが、その点だけ要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会計年度任用職員につきましては、分かりました。予算上では、学童であったり、こども園等、現場での人の出入りがあるかと思しますので、こういった数字になるけれども、実際上の人数でいきますと、9名ほどの増員になっているということがあります。

そもそもの会計年度任用職員の処遇改善が図られている中で、必要な業務について責任ある仕事は、正規職員も、会計年度任用職員も同じだと理解しております。処遇改善であるとか、雇い止めについて、先日、全国労働組合総連合の非正規雇用労働者の電話相談というのが、テレビのニュースでも報道されていきました。1年ごとの更新という非常に不安定な身分の中で、頑張っている会計年度任用職員の雇用の安定化については、引き続いて、注視するとともに、注力していただきたいと思しますので、お願いします。

交通安全推進員と放置自転車等対策嘱託員の件についてです。これは、新たに年度途中で業務が拡大するとか、新しい取組があったから増えたというのではなくて、予算を積算するときには、100日の範囲の中でやる予定が144日と延長したという理解でよろしいのか、細かい話ですが、

お聞きします。

○野口博委員長 永田部長。

○永田建設部長 本業務は駅前における放置自転車の禁止区域内における自転車の移動保管の対策の業務となっております。年度途中で、その日数が増えたとかではなくて、当初からは、月12回で業務を組んでおりました。よって、年間でいくと144日が、本来やるべき業務の内容でありましたところ、積算過程において100日と計算をしたことによって、換算する日数に変更になったものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 分かりました。予算組みの際のことだと思います。これ以上言いませんが、予算組みにおいては、大事なお仕事をさせていただいておりますので、しっかりチェックをしていただきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 安藤委員の質問は終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、議案第71号所管分の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時33分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第79号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 議案第79号について、一点だけ質問させていただきます。

市立小川自動車駐車場の定期利用に係る利用料金を新設するという事です。問

題点というか、俯瞰的な形で見ると、摂津市ではイベントがすごく多いのですが、付随する駐車場が不足気味であるというところが、一点あると思います。イベントがあると、小川駐車場に止めてくださいという案内も、我々することがあります。平時は定期利用で埋まるかもしれないのですが、イベント時の駐車場がなくなってしまうのではないかという懸念がありまして、そこについてお考えがあれば、お聞かせください。

○野口博委員長 黒田課長代理。

○黒田道路交通課長代理 市内駐車場のイベント開催時等による考えについて答弁させていただきます。

今回の定期利用につきましては、小川駐車場の駐車台数枠が60台あるところ、利用者のニーズを広く拾うというところで、指定管理者である野里電気工業株式会社から、実情やニーズも踏まえて提案があったものでございます。実際、平日の利用状況を調べていただいておりますと、60台のところ15台ぐらいで推移しております。その中で、委員がおっしゃるとおり、土日にイベントがあったときには、満車になっているということも一定把握をさせていただいてございます。

イベントも毎週あるわけではないというところと、平日の利用状況を勘案しまして、まずは、少ない台数からになると思うのですが、全体を見た中で定期利用の枠をつくって幅広い利用者のニーズを吸い上げようという考えでございます。

別途、近年、公共交通の利用促進ということもございます。バスの便数が減っているというのもございますが、できる限りそういったものも活用していただきたいと考えてございますので、そちらの施策とも

合わせながら、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 御説明のとおり、公共交通であるとか、そういったところをどんどん利用させていただくことで、イベントをするときでも、なるべく自動車ではなくて、公共交通を使ってくださいとお願いするように、やっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○野口博委員長 塚本委員の質問は終わりました。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 せっかくなので、1点だけお聞きします。月ぎめ駐車場というやり方と、定期で使うやり方と違うと思います。1万3,000円という金額を設定されていますけれども、どうやって決められたのかお聞きします。

あと、指定管理者からの要望もあったということですが、恐らく、そういうニーズがあったと思います。実際に、そういう声があったりとか、そういう声を拾って言われていると思いますが、実態のところ、ニーズを聴かれているようであれば、教えていただけたらと思います。

以上です。

○野口博委員長 黒田課長代理。

○黒田道路交通課長代理 金額設定の根拠とニーズについての御質問にお答えいたします。

金額の根拠につきましては、近隣の月ぎめ駐車場の相場を確認させていただいております。おおむね1万3,000円が平均額になっているところから、本条例につきましては、1か月の定期利用の上限を1万3,000円と提案させていただいてい

るものでございます。実際の運用の金額は、御指摘のとおり、月ぎめ駐車場と違いまして、定期利用は、万が一、一時利用で満車の場合には使えないこととなります。そういった利便性が少し月ぎめ駐車場より低いところがございますので、実際の料金設定は、これから市の承認を得る形で指定管理者と話し、1万3,000円より安く設定することになろうかと思っております。

近隣のニーズにつきましては、離れたところから来られるのではなく、近隣の方からのニーズが幾らか上がっているという提案を受けたと聴いてございます。その上で、近隣の月ぎめ駐車場だとか、一時利用の駐車場における利用状況なのかも調査した上で、提案をいただいているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。分かりました。特に、ニーズの件につきましては、近くに中学校、小学校がありますから、今、敷地内には車が入れないことになっていまして、近隣で月ぎめ駐車場等を借りられているということをお聴きしたこともあります。その台数が、言われているように、平日は15台ぐらい入っていて、45台ぐらいは空いている中で、うまくこれが調和できていくようになればと思っております。これをうまく運営していただきますように、よろしく願いしておきます。

○野口博委員長 次に、安藤委員。

○安藤薫委員 御説明いただきましたことについて、在り方は理解しているのですが、指定管理者から利用状況等を見て、提案をいただいたということでありまして。指定管理者の評価が毎年行われていて、令和

5年度につきましては、利用台数の目標達成という点でも事業計画比105%を超える目標を達成されているということでもあります。今お話がありましたように、今回の件でより収入増というのが見込まれるのではないかと思うのですが、利用料はどのぐらい見込んでいるのかという点は、どうでしょうか。お願いします。

○野口博委員長 黒田課長代理。

○黒田道路交通課長代理 今回の改定による利用料増の件ですが具体的な数字については、まだお聴きしておりません。それは、具体的な設定もまだということと、議案にありますように、一時利用と定期利用のバランスをどうしていくか、そして、実際の利用状況がどうなるかによって、実は、24時間以内の最高限度額が600円ということから30日で換算したときに1万8,000円の利用になります。定期利用とそのバランスによっては、収入が最大化する可能性もありますし、少し低くなる可能性もございます。そういったところからも、まだ実際に利用者のニーズを拾って、利便性の向上を図ったとしても、必ずしも収入増につながるかどうかというのは、今の時点で不明でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

ほかの駐車場で用意されているものが、小川駐車場にないということで、今回設定されていると理解をしております。今、黒田課長代理からお話がありましたように、一時利用と定期利用とのバランスというのは、非常に難しいと思います。

イベント時に、我々も使おうと思っても満車になっていることが多々ありますし、平日の場合は、かなり空いている。

ただ、定期利用されて契約をされる方が、入ろうと思ったら満車で入れないということが、継続的に起こるとなれば、何なんだという苦情も出てくるかと思えます。利用者のニーズもつかみながら、慎重に、また市民サービスの向上につながるような制度設計をしていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○野口博委員長 次に、南野委員。

○南野直司委員 一点だけお聞かせください。

小川自動車駐車場の定期利用についての条例でありますけども、施行は、来年の4月1日からであります。ニーズがあったということなので、ふだん利用されている方とか、市民の方へ、周知をしていくのも大事かと思いますが、考え方だけお聞かせください。

○野口博委員長 黒田課長代理。

○黒田道路交通課長代理 施行に関する周知についてでございますが、当然ながら、管理者であります野里電気工業株式会社を中心に、できる限り広く周知を図ってまいりたいと考えてございます。

それと、近隣の学校関係だとか、施設管理者にも、事前に相談といいますか、報告しております。イベントの話もございまして、その辺りの影響も踏まえながら進めていきたいと思っておりますので、ホームページ等も活用しながら幅広い周知には努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第80号及び議案第81号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 今回は、この道路占用料の額を改定するというので、条例改正案が出てきているわけです。まず、お聞きしたいのが、この金額の根拠となった部分です。どのようにして、この金額を定められたのかをお伺いします。

○野口博委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 御質問にお答えをいたします。

まず、この道路占用料の金額の根拠でございます。

道路法第39条におきまして、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができることとされております。令和5年の道路法施行令改正、それから、国で、令和4年12月に道路占用料改定のポイントが示されております。

その基準に基づきまして、算定いたしましたものでございます。合わせまして、この占用料の改定のポイントの中で示されておりますのが、3年ごとに民間の地価水準、それから賃料の水準を、その周辺の相場に合わせるというようなところの考え方も示されております。今回、改定させていただいている内容といたしましては、令和6年度の固定資産税の改定に伴います地価の水準に連携した形で、北摂3市の高槻市、茨木市、それと摂津市によります平均の統一単価を用いまして、算定いたしましたものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

基本的には、この地価上昇によって、新しく算定され、他市とも連携を取っておられるということです。フェイント的な質問になるかもしれませんが、摂津市は税務署の管轄が吹田税務署だと思いますが、なぜ茨木市、高槻市、摂津市なのかを御説明いただけますか。

○野口博委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 道路占用料徴収条例の料金改定に当たりましては、まず、平成10年のときから、改定せぬまま経過いたしておりました。平成10年の際には、バブル経済がちょうどまだ過渡期で、地価が下がり基調になったような頃合いであったと思います。その頃には、北摂7市で連携して、統一単価の整合を図りながらさせていただいていた経過がございます。

ただ、地価の低迷が長らく続きましたので、改定料の運びにはならなかったところがございます。

国でも、この道路占用料改定については、様々研究もされた中で、令和4年に道路占用料改定のポイントが示されております。その中で北摂7市の中でも、まず、吹田市は単独で占用料を令和5年に改定をされている。同じく豊中市も、令和6年に単独で改定されているというようなところで、北摂7市での整合が取れない状況に至ったところがございます。

この茨木市・高槻市・摂津市の3市で連携してという対応といたしましては、もともと三島地域でございます。吹田市も含めての三島地域ではございますけれども、JR東海道本線が通っていたり、阪急京都線の沿線、人口規模は異なりますが、大阪府・京都府間の沿線都市という近傍類似の土地の特性がございますので、今回3市で

協調によりまず統一単価に至ったということでございます。

○野口博委員長 次に、藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 少し聞いておきます。

料金改定ということで、今、一覧表を見ていると、電柱及び電話柱については、軒並み下がっているということで、数はどれぐらいあるのか。相当な金額が減ると何となく思うのですが、全体で見ると、増えているという話を言われました。その後に、水道管、ガス管、下水管等の地下の占有料があります。これは上がっています。

この中には、当然、摂津市が入れている水道管とか、大阪ガスは民間ですから、大阪ガスのガス管があると思います。市が入れているものが、すごく多いと思うのですが、そういうものを入れて、全体として上がっていると言われたのか、全体像を教えてください、これが一つです。

それから、例えば、道路の右側に関西電力が電柱を立てるとなると、左側には、N T Tと決まっています。電線の関係と聞いています。電柱に種類が書いていて、N T Tや関電が立てているという種類があると思います。変圧器の関係等で、一種、二種、三種となっていると思いますが、なぜ、N T Tと関電とでは、値段が変わってくるのかが、単純に不思議に思います。そういうことも踏まえて、全体的に教えていただきたいと思います。

○野口博委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 御質問にお答えいたします。

全体的なことでおっしゃっていただいている内容でございます。

まず、電柱や電話柱は、地上物件でございます。この地上物件でございますが、柱の長さではなくて、柱が道路上に占有する

面積に応じてということの内容になってまいります。その中で、電線類、電柱、電話柱の部分と地下の管路類で減少幅と増高幅のお問いであったかと思えます。

まず、地下の管路類で水道管であったり、下水道管、この部分につきまして、市の公営企業が埋設されている部分については、摂津市道路占用料徴収条例の適用から対象外となっております。国でも、そういうようなことで運用されておるところでございます。

まず、占用料の違いでございますけれども、先ほど塚本委員の質問の中で、道路の価格は、北摂で統一の単価を使うということでしたが、国で示されております民間の賃料に算定の根拠になる使用料率が、改定をされております。それと、占用面積の考え方については、水平投影面積の部分が道路でいかに占めているかということでの増高の違いが出てきているということでございます。

さらに、架空、上空にある電線類については、このケーブルの太さ、外径でございます。それぞれのケーブルの線の種類、それから、ケーブルの太さ、そういったもので占用料が定まってくるという内容でございます。

そういうところで、地下埋設物の管路については、今回変更後の改定におきましては、増加となっております状況でございます。

最後に、全般的な内容といたしましては、今回の改定におきまして、400万円ほど、令和7年度は増収が見込まれると推計させていただいているところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 次に、安藤委員。

○安藤薫委員 この際、お聞きしておきます。

道路・公園での占用料でございます。今、道路では400万円ほど上がるということですが、先ほどから御説明があったように、電線であるとか、電柱は引下げになっている。一方で、上がっている分野もあります。例えば、公衆電話であったり、郵便ポストについては上がっているわけです。もし分かればいいのですが、郵便ポストと、それから、公衆電話はどんどん最近減ってきていて、携帯電話も普及している中で、NTTもどんどん減らしている状況があります。利用者にとってみると、大事な、もしくは災害時の連絡等にとっても、重要な施設でもあって、この値上げの影響が直接的にすぐあるとは思いますが、値上げになっていくということで、さらに、削減していくような圧力になりかねないかと、少し心配をしております。現状、その電話ボックス、それから郵便ポストの数を把握しておれば、教えてください。

○野口博委員長 寺田副理事。

○寺田建設部副理事 御質問にお答えいたします。

電話ボックス、郵便ポスト類については、申し訳ございません。今、数値を拾っていない状況でございます。

ただ、この占用料の値上げが、直接、各占用者の固定的なところの経費に上がるということは、我々承知しておるところでございます。今までの電力の使用料であったり、ガスの使用料であったりだとか、そういうところと物価上昇率が、必ずしも一致しているかどうかは、経営努力をされているところと、人口動態であったりだとか、そういうところの経営判断で、そういう部分のポストの配置であったりだとか、公衆電話の配置であったりは、把握できていないところでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 公園におけます占用の関係についてお答えいたします。

公園では、公衆電話が7基、郵便ポストが1基でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 郵便ポストや電話ボックス等について、できた段階でまた教えていただきたいので、よろしくお願いします。

この道路占用料の決算を見ましても、年間1億円ほどの収入になっています。貴重な摂津市の固有の収入源でもありますので、改定には、近隣との関係もあるかと思いますが、上げるべきものは上げていただくのは、大事なことかと思えます。

一方で、市民生活に直接関わることが、金額的に言うと、1基当たりで年額数百円単位の値上げということであります。日本郵政にしても、NTTにしても、全国にたくさんのポスト、電話ボックスを持っておられます。これは、近隣各市、それから国の規程の改定が進められているということだと思います。そういう動きも、ぜひ注視していただきながら、占用料を下げるから残してというのは、なかなか言えないとは思いますが、バランスも見えていただきながら、注視していただきたいと思えますので、要望しておきます。

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時1分 休憩)

(午前11時3分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第71号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第79号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第80号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第81号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は、可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前11時4分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○野口博委員長 再開します。

本委員会における所管事項に関する事務所掌について協議いたします。

令和7年度の行政視察につきましては、令和7年5月中の実施を予定しております。視察を実施するにあたっては、相手市との調整等で、一定の時間を要することから、本日は、視察項目のみ協議・決定し、3月の本委員会までに事務局で視察先を

調整してもらいたいと考えております。調整ができましたら、3月の本委員会で、視察先等を決定したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、視察項目について協議をさせていただきます。

暫時休憩します。

(午前11時 6分 休憩)

(午前11時11分 再開)

○野口博委員長 再開します。

視察項目につきましては、公園、災害対策、公共交通とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 それでは、そのように決定いたします。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午前11時12分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 野口 博

総務建設常任委員 三好 義治